

平成 30 年 8 月 8 日  
株式会社日本政策金融公庫

**「平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨」により  
被害を受けた農林漁業者等の皆さまに対する特例措置の取扱いを開始**

日本政策金融公庫(略称:日本公庫)は、平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨により被害を受けた農林漁業者等の皆さまに対して、既に特別相談窓口等を設置し、ご相談を受け付けていますが、下表のとおり、災害関連資金における融資限度額の引き上げ、金利負担軽減の特例措置の取扱いを開始しました。

日本公庫は、引き続き、被害を受けた農林漁業者等の皆さまからのご融資やご返済に関する相談に、政策金融機関として、迅速かつきめ細かな対応を行ってまいります。

**【特例措置の内容】(詳細は別紙参照)**

特例措置の内容	対象者
<p>「農林漁業セーフティネット資金」及び「農林漁業施設資金(災害復旧施設)」の融資限度額を引き上げます。</p> <p>※詳細は別紙:参考1</p>	<p>「平成 30 年 5 月 20 日から 7 月 10 日までの間の豪雨及び暴風雨による災害」により影響を受けた以下の要件を満たす方</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本人の罹災証明書が確認できる農林漁業者(<u>直接被災者</u>)</li> </ul>
<p>「農林漁業セーフティネット資金」等の災害関連資金について、金利負担軽減措置の取扱いを開始します。</p> <p>※農業者の皆さまに対する詳細は別紙:参考2 ※林業者の皆さまに対する詳細は別紙:参考3 ※漁業者の皆さまに対する詳細は別紙:参考4</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・重要な取引先(出荷先、資材調達先等)の罹災証明書が確認でき、かつ、その取引先の被災の影響で、売上の減少などが一定水準以上になることを確認できる農林漁業者(<u>間接被災者</u>)</li> </ul>

(注)特例措置の内容に応じて、対象者及び適用対象となる期間が異なります。

本措置内容に関する農林漁業者の皆さまからのお問い合わせについては、本店農林水産事業本部(フリーコール:0120-926478)及び各支店農林水産事業で受け付けています。

## 【参考1：農林漁業者共通の特例措置内容詳細】

措置の内容	対象資金	融資限度額〔括弧内は現行の取扱い〕
融資限度額の引き上げ	農林漁業セーフティネット資金	一般：1,200万円〔600万円〕 特認：年間経営費等の12分の12〔同12分の3〕(※)
	農林漁業施設資金 (災害復旧施設)	負担額の100% 又は1施設当たり1,200万円のいずれか低い額 〔負担額の80%又は1施設当たり300万円(特認600万円)の いずれか低い額〕

(※)簿記記帳を行っている方に限り、経営規模等から融資限度額の引き上げが必要と認められる場合に適用されます。

## 【参考2 農業者向け特例措置内容詳細】

措置の内容	対象資金
<b>金利負担軽減措置</b> 右記の災害関連資金について、借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農業経営基盤強化資金（安定化長期資金を除く。） ③ 経営体育成強化資金（再建整備資金及び償還円滑化資金を除く。） ④ 農林漁業施設資金 （農業を営む方又は農業を営む方の組織する法人又は畜産動物の診療の業務を行う方にご融資するものに限る。） ⑤ 農業基盤整備資金

## 【参考3 林業者向け特例措置内容詳細】

措置の内容	対象資金
<b>金利負担軽減措置</b> 右記の災害関連資金について、借入者に利子助成することで、融資当初10年間の実質無利子となります。	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金（林業関係の施設に限る。） ③ 林業基盤整備資金 （利用間伐推進資金(償還円滑化)及び伐採調整資金を除く。）

## 【参考4 漁業者向け特例措置内容詳細】

措置の内容	対象資金
<b>金利負担軽減措置</b> 右記の災害関連資金について、借入者に利子助成することで、融資当初5年間の実質無利子となります。	① 農林漁業セーフティネット資金 ② 農林漁業施設資金 ③ 漁業経営改善支援資金